

# 意見書

令和7年3月27日

亀山市下水道使用料等検討委員会



令和7年3月27日

亀山市長 櫻井 義之 様

亀山市下水道使用料等検討委員会  
委員長 富松 敬史

亀山市下水道使用料の在り方について

令和6年9月9日に意見を求められた表題の件について、本委員会の総意をもって、下記のとおり提言する。

記

意見1. 公共下水道使用料の在り方について

公共下水道使用料については、

- ① 令和8年度から令和12年度までを使用料算定期間として必要な改定を行うこと。  
その際、
- ② 使用料対象経費は、維持管理費と支払利息の全額とし、維持管理費については物価の動向を注視し、これを加味すること。  
また、
- ③ 使用料体系については、現行の体系に従量使用料の6 m<sup>3</sup>から10 m<sup>3</sup>までの区分を加えること。
- ④ 料金の設定に際しては、一部の利用者に過度な負担が生じないように十分に配慮し、下表を基準として改定を図ること。

基本使用料金		1000 円
従量使用料金 1 m <sup>3</sup> あたり	汚水の量	
	6 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup>	20 円
	11 m <sup>3</sup> ～20 m <sup>3</sup>	150 円
	21 m <sup>3</sup> ～30 m <sup>3</sup>	170 円
	31 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup>	195 円
	51 m <sup>3</sup> ～100 m <sup>3</sup>	225 円
	101 m <sup>3</sup> ～500 m <sup>3</sup>	260 円
501 m <sup>3</sup> ～	295 円	

(消費税抜き)

意見2. 農業集落排水使用料の在り方について

- ① 社会の変化に伴い、公共下水道と農業集落排水の各区域における下水道施設の使用形態に差異が無くなりつつある状況等を踏まえ、農業集落排水使用料の料金体系を、全区域において、公共下水道の使用料体系と同一とすること。  
なお、
- ② その移行時期については、農業集落排水田村地区が公共下水道へ編入される令和9年度が妥当である。



## < 検討結果 詳細まとめ >

### 1 下水道事業の沿革と現状

#### (1) 下水道事業の進捗

亀山市の下水道事業は、公共下水道事業と農業集落排水事業の2事業で構成されている。

公共下水道事業については、平成6年の工事着手以降現在も建設改良を進めており、平成13年から順次下水道施設の供用を開始している。今後も住民の生活環境の向上と公共用水域の水質保全のため、より一層の整備推進が望まれるところである。

また、農業集落排水事業については、市内14か所に処理場を設置し、平成26年度に施設整備が完了している。現在は管理運営が主体となっている中、施設の老朽化対策として亀山市農業集落排水施設最適整備構想（令和元年策定）に基づく施設の整備等を進めており、一部の区域については公共下水道への編入が予定されている。

#### (2) 使用料体系の変遷

公共下水道使用料については、旧関町においては人数割制が採られていたが、合併に伴い、現在の従量制による体系へと統一化されている。

その後、消費税率の引上げに伴う改正は施されているものの、使用料体系の改定は一度も行われていない。

また、農業集落排水使用料については、条例制定当初からの人数割制を現在も採っており、今日まで一度も料金の改定は行われていない。

#### (3) 経営状況

下水道事業は、公共下水道事業が平成27年に、農業集落排水事業が令和4年に企業会計へと移行し、地方公営企業として独立採算を原則とした運営が行われている。運営方針として亀山市下水道事業経営戦略（平成29年12月策定、令和3年12月改定、令和5年8月一部改定）を策定し、令和4年度から令和12年度までを計画期間として定め、中長期的な視野に立った経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に努めている。

しかし、近年では感染症の流行や国際情勢の緊迫化等の様々な要因により維持管理費が高騰し、また、少子高齢化の進展や節水型社会への移行等による水需要の変化も重なり、収支計画における予測収支から大きく乖離し始めている。

経営戦略の計画期間の3年目にあたる令和6年度現在、経費回収率は100%を下回っており、今後も逡減していくことが予想されている。

## 2 下水道使用料に関する課題

### (1) 公共下水道

公営企業会計は、独立採算を原則として事業運営を行っていくべきものであるが、現状は汚水処理にかかる費用も使用料収入により賄えておらず、一般会計からの繰入金により不足分を補っている。

今後も管路を延長していくため、接続戸数は増加していくものの、前項(3)のとおり1戸あたりの排水量が減少傾向にあり、対して維持管理費は昨今の物価高騰により増加傾向にあるため、営業コストに対して必要な使用料収入が得られない状況が続く見込みである。

また、物価高騰は建設改良の事業進捗にも影響を与えており、その結果、公共下水道への接続ペースの鈍化を招いている。

加えて、国の使用料水準が最低3,000円/20m<sup>3</sup>(150円/m<sup>3</sup>)とされている中、近年の決算においてはこの水準を下回っているため、地方財政措置を十分に受けられない可能性もある。

その結果、一般会計への依存度も高まり続け、市の財政全体を圧迫することとなり、公共サービス全般にも影響が出るおそれがある。

したがって、この状況下においても安定して必要な経費を回収し得る使用料体系を早期に検討する必要がある。

### (2) 農業集落排水

前提として、現行の農業集落排水使用料には、世帯人員が多いほど使用料単価が安価になりやすいというメリットがある。公共下水道使用料と比較すると、使用水量を1人あたり8m<sup>3</sup>とした場合、4人世帯でおおよそ同等の使用料となり、5人世帯以降からは農業集落排水使用料の方が安価となる。

しかし、昨今においては少子高齢化による世帯人員の減少や農村地域にあっても水を多用しない等の事情の変化により、人数割制のメリットを享受できる世帯は減少傾向にある。

また、処理場の老朽化対策として、田村地区、井尻地区及び白木一色地区を将来公共下水道区域へと段階的に編入することが決まっており、これにより農業集落排水使用者も大幅に減少することとなるため、結果として地域間での使用料の較差がさらに顕著となることが懸念される。

したがって、現行の使用料体系が施行された当時とは状況が大きく異なると判断できることから、独立採算の原則に基づき収支の均衡を図りつつ、地域と使用者の実態に、より即した使用料体系を構築する必要がある。

### 3 議論の詳細

#### (1) 公共下水道使用料の在り方について

##### ア 使用料対象経費について

本委員会は、事業の持続性を高めつつも使用者の負担増加は可能な限り抑えられるよう事業者と使用者の両者の視点をもって検討を進めた。

使用料対象経費については、事務局より様々なパターンが提示された中で、特に経費回収率に着目し、使用料対象期間とした令和12年度においても安定した回収率が維持できているかを判断基準のひとつとした。

この観点に基づき提示された情報を精査したところ、費用の内、維持管理費と支払利息の全額を使用料収入で賄うことができれば令和12年度まで安定した経費回収率を維持できる見込みであることが確認された。

この「維持管理費と支払利息」については、収益的支出の内、現金の支出を伴う費用であるため、受益者負担の原則とも合致し、使用者の観点からも一定の理解を得られやすいものと評価することができる。

他方、将来的な建設費用を着実に積み立てることで下水道事業の持続性をより向上させることをコンセプトとした「維持管理費の全額と資本費の一定割合（40%）を使用料対象経費とする」という案も提示されたが、建設改良の途中で高資本費の状態である現在においては使用料が高額になりがちであるため、使用者にとっては変化が急激である上、その水準が今後の使用料として定着してしまうのも不合理であると捉えた。

これらの事由から、使用料対象経費については、維持管理費と支払利息の全額とするのが適当であるとの判断に至ったものである。

なお、予測収支は、近年の物価高騰により乖離しているところが大きいため、使用料算定期間の支出見込額の内、特に維持管理費については、今後の物価の動向を注視し、これを加味することを要するものである。

##### イ 使用料体系について

本委員会では、使用料体系について、引き続き事業の持続性の向上と使用者の負担増加の抑制を重視しつつ、料金設定の合理性にも留意しながら検討を進めた。

公共下水道の使用料体系は、基本使用料と従量使用料により構成されているが、それぞれの額については、使用料対象経費を需要家費、固定費、変動費に振り分け、各費用の性質に応じてどのように徴収すべきかを整理し、配賦する過程を経た上で合理的に設定することが求められる。

まず、本委員会では、現行の使用料体系をベースとした場合において、月間使用水量が10m<sup>3</sup>までは従量使用料が生じない体系であることから、固定費の

一部や変動費の内、使用水量10m<sup>3</sup>までの区分において徴収すべき経費が全て11m<sup>3</sup>以上の区分において肩代わりされることに注目した。

昨今の下水道の使用形態の傾向は、30m<sup>3</sup>までの使用者は増加傾向にあり、特に10m<sup>3</sup>までの層が急激に増加している一方、大口の使用者の件数はほぼ横ばいであり、中間層の31m<sup>3</sup>から50m<sup>3</sup>までの使用者については令和3年度から減少傾向にあることが確認されている。

したがって、現行の使用料体系をベースとした改定案では、接続戸数が増えたとしても固定費と変動費の回収には繋がり難く、また、本来10m<sup>3</sup>までの区分において徴収すべき固定費と変動費は11m<sup>3</sup>以降から生じる従量単価に転嫁しなければならないため、従量単価を大幅に増額改定しなければならないという結論につながる。

即ち、引き続き10m<sup>3</sup>までを基本料金のみとする使用料体系を基にした改定は、昨今の下水道の使用形態の傾向に対応しておらず、11m<sup>3</sup>以上の使用者に対する過度な負担が生じるおそれがあるため、公平性に欠けていると言わざるを得ない。

ここで、本市の上水道料金の体系に目を向けると、6m<sup>3</sup>から従量料金が発生していることが分かるが、月間で6m<sup>3</sup>以上の上水を使用する世帯は、一般的には普段の生活のために上水を使用している世帯であると考えるのが自然である。

日常生活や事業活動に伴い排出した汚水の量に応じて使用料を負担するという考えが従量使用料の基本としてあるところ、下水道の従量使用料が6m<sup>3</sup>から賦課されることについては、先ほどの上水道の料金体系に鑑みても特段不合理であるとはいえず、むしろ、需要の高い層から固定費や変動費を安定的に回収することにより事業の持続性の向上が期待できるため、推奨すべきものであるといえる。

よって、本委員会としては、現行の体系に従量使用料の6m<sup>3</sup>から10m<sup>3</sup>までの区分を加えることを提案するとともに、使用料体系全体を調整することにより一部の利用者に過度な負担が生じないよう配慮ある対応を求めるものである。

本委員会において、使用料対象経費における維持管理費の物価高騰分を10.8%と想定した場合の使用料体系の改定案を意見1の表のとおり認めたので、これを参考にされたい。

以上のことから、公共下水道使用料の在り方については、意見1のとおり提言するものである。

## (2) 農業集落排水使用料の在り方について

### ア 社会の変化への対応

使用者の観点からは、農業集落排水区域と公共下水道区域とで施設の使用方法は元より、現在では世帯の構成や使用水量の点においても大きな差異は見受けられないというのが本委員会の所感である。

この認識に基づき、現行の使用料体系を維持すべき農業集落排水使用者特有の事情というものは、現状においては無いに等しいと判断する。

また、「天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用」(SDGs ゴール12「つくる責任 つかう責任」)という観点から現行の農業集落排水使用料の在り方を検討したところ、固定額で汚水が流し放題ともいえる(水の過剰使用を助長するような)使用料体系は、時流に合ったものとは言い難いという結論に至った。

よって、農業集落排水使用料の使用料体系を公共下水道使用料の使用料体系と同一にすることは、社会的にも求められているものと評価することができる。

### イ 事業運営への影響

使用料体系を従量制へと移行した場合、使用料収入としてはやや減収となる見込みであるが、亀山市農業集落排水施設最適整備構想に基づく施設の整備が進むことで、14施設ある処理場が令和9年度から段階的に9施設へと数を減らしていくため、費用も大幅に減少する見込みである。

このことから、従量制への移行により、事業運営に支障をきたすことはない判断する。

### ウ 従量制への移行時期

従量制への移行は、上記事由により可能な限り早期の対応を求めるものである。

公共下水道においては、前記検討において使用料算定期間を令和8年度からと定めたが、農業集落排水においては、令和9年度に一部農業集落排水を公共下水道へ編入するため、これに伴い、令和8年度中に利用者への周知、システム改修等を行う計画が立てられているとのことである。

したがって、本委員会は、一部農業集落排水の公共下水道への編入の時機に合わせ、令和9年度に従量制へ移行することが適切であると判断する。

以上のことから、農業集落排水使用料の在り方については、意見2のとおり提言するものである。

#### 4 付帯意見

現状においては下水道使用料を改定せざるを得ないものと判断するが、使用者への新たな負担を求めることは、常に最終手段であるべきことを改めて強調しておきたい。

使用料の改定後においても、更なる経営の合理化、効率化を追求し、一層の経営の健全化に努められるよう、次の事項を付帯意見として付記する。

##### (1) 事前周知の徹底

使用料の改定にあたっては、市民生活に及ぼす影響を考慮し、広く使用者への周知徹底に努め、十分な理解が得られるよう万全の措置を講じられたい。特に、農業集落排水使用料に関しては、改定による変化が大きいことから、十分な周知期間を設けることを求める。

##### (2) 接続率の向上

公共下水道は、自然環境・生活環境の保全に寄与するものとして、下水道法において接続義務が規定されているところ、処理区域内の約1割の建物が未接続の状態となっている。この状態が続くと、一向に営業収益に転じないだけでなく、環境保全の役割も十全に果たせない可能性があるため、接続率向上に向けた取り組みを一層積極的に展開されたい。

■下水道使用料等検討委員会

	開催日	内容
第1回	令和6年 9月 9日	亀山市下水道使用料の在り方について 1 公共下水道使用料の改定について (1) 使用料設定の考え方について (2) 使用料算定の検討方法について (3) 公共下水道事業の現状分析 2 農業集落排水使用料の算定方法について (農業集落排水事業の現状分析)
第2回	令和6年11月 7日	1 公共下水道使用料の改定について (使用料の改定率について) 2 農業集落排水使用料の算定方法について (従量制に移行した場合の影響について)
第3回	令和7年 1月16日	1 農業集落排水使用料の算定方法について (使用料の在り方について) 2 公共下水道使用料の改定について (1) 使用料対象経費の確認 (2) 使用料体系の設定方法について
第4回	令和7年 3月14日	意見書について

■亀山市下水道使用料等検討委員会名簿

役職	氏名
委員長	富松 敬史
委員	横山 正
委員	河村 里恵子
委員	森 日出子
委員	一見 勝美
委員	佐久間 昇
委員	櫻井 照美
委員	若林 博志
委員	飯田 陽一
委員	石井 貢
委員	田岡 薫
委員	佐藤 康二